4　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

6　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

7　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「5　承継又は処分方法等」欄中「(2)　承継又は処分対象の事業内容」欄は、「1　本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号」欄において特定した事前届出において承継対象の事業内容とされたものと同一である場合は、その旨記載することで詳細の記載を省略することができる。

9　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第二（第五条関係）の次に次の一表を加える。

別表第三（第六条の二関係）

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	法第二十六条第二項第一号に規定する会社の株式又は持分の取得			
二		外国投資家	第三条第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種（以下この表において「対象業種」という。）以外の業種	別紙様式第十一
			対象業種であつて、第三条の二第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種以外の業種	別紙様式第十一の二
三	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する議決権行使等権限の取得（当該取得又は株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する一任運用をしたもの（以下この表において「取得者等」という。）が所有する当該上場会社等の株式（以下この表において「当該株式」という。）の数及び当該取得者等が有する当該株式に係る議決権の数を合計した場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この表において「取得者等の密接関係者」という。）の実質所有等株式の数及び当該取得者等の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この表において「取得者等の密接関係者」という。）の実質所有等株式の数及び当該取得者等の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合（以下この表において「実質株式保有割合」という。）が百分の一以上百分の三未満となる場合に限る。）	外国投資家	対象業種	別紙様式第十一の二
四	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の三以上百分の十未満となる場合に限る。）	外国投資家で令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの及び第三条の二第三項各号に掲げるもの（以下この表において「許認可等金融機関等」という。）、令第三条第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うおそれが大きい外国投資家に該当しないおそれのないものとして認めたもののうち特定国有企業（以下この表において「特定国有企業」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの	対象業種	別紙様式第十一の二
五	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の十以上となる場合に限る。）	外国投資家	対象業種以外の業種	別紙様式第十一
六			対象業種	別紙様式第十一の二